



「命の道」

平成28年10月発行

問合せ先 建設課伊豆縦貫道係 ☎22219



設計説明会を実施しました

8月2日から9月6日にかけて、河津下田道路Ⅰ期（箕作地区く六丁目地区）の各地区において全6回に渡る設計説明会を開催しました。説明会では、道路の設計説明、関係する地権者の方々の用地測量実施や境界立会のお願いをしました。

また、現在の設計内容等について、皆さまから貴重なご意見を伺いました。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。※説明会にてお示しした設計図面につきましては、建設課にて縦覧できます（写しをお渡しすることはできません）。希望される方は建設課までお越しください。

今後のスケジュール

事業に必要な土地の範囲を明らかにするための用地幅杭を9月中旬ごろから設置させ

ていただきます。一部地区につきましては10月ごろから地権者の方々に境界立会をお願いし、土地の境界確認及び面積の測量を行います。

また、物件調査として移転をお願いしたい建物や立木等の調査を行います。関係する方々につきましては、事前にお便りでご案内します。



8/2 稲梓基幹集落センター 来場者 24名



8/3 下田市役所 来場者 57名



8/30 中央公民館 来場者 22名



8/31 市民文化会館 来場者 25名



9/5 稲生沢公民館 来場者 41名



9/6 河内公会堂 来場者 67名

建設中の天城北道路（伊豆市）の見学会を開催します

説明者 国土交通省
日時 11月8日（火）
12時30分～17時

集合場所 道の駅「開国下田みなと」
対象 どなたでも

※要予約先着20名

参加費 無料

その他 動きやすい服装、運動靴でお越しください。

申込方法 左記まで電話にてお申し込みください。

締切日 10月27日（木）

申込・問合せ先

建設課伊豆縦貫道係 ☎22219

伊豆縦貫自動車道（天城湯ケ島く河津）の計画に対し「ご意見をお聞かせください」

伊豆縦貫自動車道（天城湯ケ島く河津）の計画にあたり、国土交通省沼津河川国道事務所が、地域の皆さまからのご意見をお聞きするため、アンケートを実施します。

各世帯にアンケート調査票が郵送されますので、皆さまが日頃感じている対象区間の

課題や求められる道路の役割などについてのアンケートへご協力をお願いいたします。
回答方法
① 郵送書類に同封されている「郵便はがき」に回答を記入し、投函してください。
② 市役所および伊豆半島内「道の駅」の「伊豆縦貫自動車道の計画に関する第1回アンケート」コーナーでも回答できます。
③ 左記ホームページからも回答できます。
(http://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/road/route414/road414_questionary.html)
問合せ先
国土交通省沼津河川国道事務所調査第二課
☎055(934)2010
受付 月曜日～金曜日 9時～17時

伊豆縦貫自動車道に関する「ご意見・ご質問等がありましたら、こちらにお寄せください」

建設課伊豆縦貫道係 ☎22219
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
伊豆縦貫自動車道下田推進室 ☎380445

10月は里親月間です 子ども達は暖かい里親を求めています

子どもが健やかに成長するためにはたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で生活できない子ども達があります。

里親制度は、このような子ども達を家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていく、児童福祉法によって定められている制度です。

～里親になるには～

特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。

- ①子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること。
- ②心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること。
- ③子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること。（親族里親は除く）

④禁錮以上の刑を執行中または執行猶予期間中ではないこと、など

里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

問合せ先
里親の申込みについて
福祉事務所社会福祉係（窓口⑥） ☎22216
賀茂児童相談所 ☎2038
里親制度について
県子ども家庭課 ☎054-221-2922
賀茂児童相談所 ☎2038



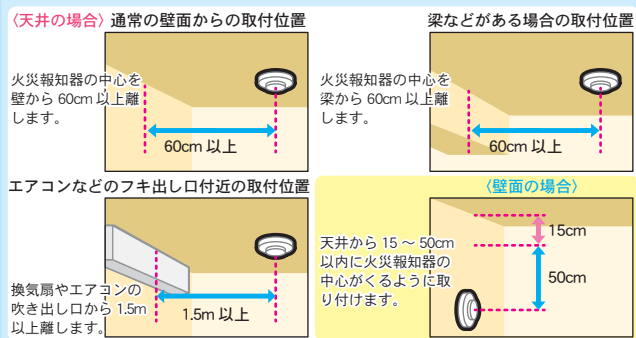
～まだ設置されていない方へ～ 住宅用火災警報器の設置は義務です！

消防法改正により、すべての一般住宅に設置することが義務づけられています。

下田消防本部管内においても、今一層の設置率の向上が望まれており、今後、世帯調査も計画しておりますので、この機会にぜひ設置してください。

住宅用火災警報器の設置場所・取付位置・警報器の種類

- 寝室として使用する部屋
 - 寝室が2階以上にある場合は、その階の階段
- ※寝室及び階段には煙を感知するタイプの警報器の設置が必要です。市販されている感知器はほとんどのものが電池式のタイプで簡単に設置することができます。



※設置義務化から10年が経とうとしています。電池切れ等で火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換してください。また、取り付け方が分からない等、設置にお困りの場合は下記までお問い合わせください。

問合せ先 下田消防本部予防課 ☎21849

ストップ！ 耕作放棄地

問合せ先
産業振興課産業振興係 ☎3914



農地は農業にとつてかけがえない財産です。しかし、各地にて農地が耕作放棄されており、農地が減少しているほか、ゴミが不法投棄されるなど、農村部の生活環境への影響も懸念されています。

耕作放棄された農地は、地権者自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。そして、地域の知恵と力で耕作放棄地の発生防止に努めてください。

なお、耕作放棄地の再生利用の取組に対して、国の助成制度があります。詳細は産業振興課、又は賀茂農林事務所にお問い合わせください。

＜再生利用に対する国の支援策＞		
項目	補助率	摘要
再生作業	国 1/2	土づくりを含む
土づくり	国 2.5万円/10a	(2年目)
営農定着	国 2.5万円/10a	農薬費・種苗代等
補完整備	国 1/2 以内	施設整備等は上限400万円

○乗用型草刈機の貸出について
賀茂農林事務所では乗用型草刈機の貸出しをしています。農地の管理にお困りの方は草刈機の使い方も含め、支援しておりますので、産業振興課又は賀茂農林事務所にご相談ください。

○毎年調査を行っています
市農業委員会では、8月より現地を巡回し、耕作放棄地の調査を行いますのでご協力をお願いします。

